

## 行政相談月間について

「行政相談」をご存知ですか。

総務省では、国や特殊法人などの業務について、国民の皆様からの苦情や要望等を受け付ける「行政相談」を行っています。

この行政相談制度を知っていただき、ご利用していただくため、9月1日(日)から10月31日(木)までを「行政相談月間」として、次のとおり、「行政相談所」が開設されます。

年金、保険、税金、登記、社会福祉、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについて、苦情や要望等がありましたら、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

○一日合同行政相談所の開設  
国・県・市の行政機関、日本年金機構、法律の専門家がご相談に応じます。

▼**とき** 10月23日(水)午前10時～午後3時

▼**ところ** ナディアパーク3階デザインホール

▼**問合せ** 総務省中部管区行政評価局  
☎052・972・7415

※弁護士、司法書士、税理士、行政書士、社会保険労務士への相談は事前予約制(予約開始:10月9日(水)午前9時～)



○豊山町での行政相談  
よるず相談

▼**とき** 10月23日(水)  
午後1時～午後3時

▼**ところ** 役場3階会議室3

▼**相談員** 行政相談委員・人権擁護委員  
▼**問合せ** 総務課総務・財政グループ

☎28・6003  
福祉課福祉グループ

☎28・0912



## 障害者等の交通料金助成

障害者等交通料金助成事業(自動車燃料費)の4月から9月までの給油分の請求受付を開始します。支給決定を受けている方は、受付期間内に請求書類の提出をお願いします。

▼**対象者** 事前に障害者等交通料金助成事業(自動車燃料費)の申請をされた方

▼**申請方法** 申請時にお渡しした請求書と給油した際の領収書をお持ちの上、役場1階5番窓口福祉課で請求してください。

▼**受付期間** 10月1日(火)～15日(火)

▼**問合せ** 福祉課福祉グループ  
☎28・0912



## 介護保険料の特別徴収の方へ

町では高齢者人口や要介護認定者数の増加を踏まえ、令和6年度から介護保険料を見直しています。

年金からの天引きにより介護保険料を納付されている方(特別徴収)は、10月の年金から見直し後の介護保険料が適用されるため、8月以前と10月以降では特別徴収の金額が変わります。

令和6年度の介護保険料の年額は、7月中旬にお知らせしました「介護保険料納入通知書」をご確認ください。

▼**問合せ** 保険課介護グループ  
☎28・0100

## お子様の養育で悩まれている保護者の皆様へ

お子様の発達や学習等に悩まれている保護者の方や、障がいのあるお子様の養育で悩まれている保護者の方は、愛知県立いなざわ特別支援学校のふれあい相談(教育相談)をご利用いただけます。ふれあい相談では、保護者の皆様抱えている疑問や不安・悩みについて一緒に考えていきます。

年間を通して行っていますが、日時などの詳細については、お問い合わせください。なお、相談日については、事前に電話で予約をしてください。

## 【ふれあい相談】

相談費用は無料です。相談内容については、秘密を厳守いたします。

▼**相談日時** 予約時に決定(午後1時～午後4時)

▼**問合せ** 愛知県立いなざわ特別支援学校 ふれあい相談係 稲沢市一色 森山町225-1  
☎(0587)35・2005 予約受付時間 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時